

少額調達案件見積依頼

(オープンカウンター方式)

- 1 件名
害虫駆除作業
- 2 品名及び数量
仕様書のとおり
- 3 規格等
仕様書のとおり
- 4 履行期間
仕様書のとおり
- 5 履行場所
仕様書のとおり
- 6 見積書の提出方法
本案件は、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS))対象案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙媒体または電子データによる見積書の提出ができるものとする。
 - (1) 紙媒体または電子データによる場合は、9の住所へ持参、郵送またはメール送付すること。ただし、持参、郵送またはメール送付問わず締切日時必着とする。見積額は消費税抜き額、消費税額及び消費税込み額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 電子調達システムによる場合は当該システムに定める手続きに従うこと。見積額は消費税抜き額を入力すること。その場合の契約金額は、消費税抜き額に消費税を加算した金額とする。
なお電子調達システムによる場合は、内訳書の添付を必須とする。
 - (3) 本案件で同価の見積もりが2人以上ある場合の「くじ引き」は原則として電子調達システムを利用して行うので、電子調達システムを利用せず見積書を提出する場合にも任意の3桁の数字(電子くじ番号)を記載すること。記載の無い場合は、皇宮警察本部が無作為に番号を付与することに同意したものとす。
- 7 その他
契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成すること。(契約金額によっては作成を省略する場合がある。)
- 8 見積書等提出期限
令和8年4月23日(木)17時00分
- 9 連絡先
〒100-0001 東京都千代田区千代田1番3号
皇宮警察本部会計課 装備第一係
電話番号(代表): 03-3231-3115(内線:2247)
(平日8時30分から17時15分まで)
メールアドレス: k i g h 1 4 0 4 @ n p a . g o . j p

別添

仕 様 書

業 務 件 名 害虫駆除作業
履 行 場 所 東京都千代田区千代田1番3号 外
履 行 期 間 第1回 令和8年5月1日～令和8年6月30日 のいずれか1日
第2回 令和8年10月1日～令和8年11月30日 のいずれか1日
対 象 施 設 特記事項のとおり。

業 務 仕 様	<p>1 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」(以下「共仕」という。)による。</p> <p>2 本仕様書及び共仕に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。</p> <p>3 業務報告書の作成に当たっては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き最新版」によるほか、必要に応じて写真等も添付する。</p> <p>4 業務の再委託 駆除業務における主要な部分(総合計画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断)の一部又は全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。</p> <p>5 守秘義務 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。4に規定する再委託の相手方についても、同様とする。</p> <p>6 著作権その他 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測定方法等の使用に関しては、その費用の負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。</p> <p>7 駆除が困難な部分 駆除が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者と協議する。</p>
対 象 業 務	<p>本仕様書の対象業務は次のとおりとする。</p> <p>○ 害虫駆除等業務</p>
受注者の負担範囲	<p>受注者の負担の範囲は、次による。</p> <p>○ 業務の実施に必要な外線電話等の使用にかかる費用</p> <p>○ 測定に必要な工具、計測機器等(機器に付属しているものを除く)</p> <p>○ 測定に必要な消耗部品、材料、油脂等</p> <p>○ 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル、事務用消耗品等</p> <p>・ 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の使用にかかる費用</p> <p>その他費用負担が不明確なものがある場合は、事前に施設管理担当者に確認する。</p>

業務の記録	<p>次の管理用記録書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 害虫駆除結果表
業務責任者	<p>業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって施設管理担当者に通知する。</p> <p>なお、業務責任者に変更があったときも同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 氏名 ○ 現住所 ○ 生年月日 ・ 業務に関する資格者証(写) ・ 受注者との雇用関係を証明する書類
法定資格者の選任	<p>業務の実施上必要な法定資格者を選任する場合は、選任し業務を行う。</p>
業務条件	<p>業務の実施時間帯は次のとおりとする。</p> <p>なお、実施日は施設管理担当者と協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平日(月曜日～金曜日(祝祭日を除く)) 基本実施しない 2 休日(土・日曜日及び祝祭日、年末年始) 8時30分～17時15分
作業の立会い等	<p>施設管理者の立会い</p> <p>駆除の実施に際しては、施設管理者が立ち会うことがある。また、受注者側から施設管理者に立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。</p>
業務の報告	<p>報告書による報告期限(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。)</p> <p>業務完了報告書(測定終了後3週間以内)</p>
廃棄物の処理等	<p>業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、原則として受注者負担とする。</p>
業務の検査	<p>施設管理担当者の指示に従い、受注者の自主検査を基本に作成した確認様式に基づき、自主検査報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務終了検査 ・ 現状確認検査 ・ 業務実施中検査
支払い方法	<p>契約金額総価の部分払いとする(2回払い)。</p>
駐車場の利用	<p>施設内の駐車場の利用は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用できる(台分) ※協議により、別途指示する。 ・ 利用できない(ただし、作業上やむを得ず駐車する必要がある場合は別途協議による。)

特 記 事 項	
業 務 概 要	庁舎等のゴキブリその他害虫駆除及び防除
業 務 目 的	害虫駆除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 皇宮警察本部が指定する庁舎及びゴミ捨て場の薬剤散布により、ゴキブリその他の害虫駆除及び防除を目的とし、安全かつ完全に責任をもって履行するもの
業 務 の 報 告	業務の報告は、業務責任者が作業等の業務完了届を作成し、あらかじめ施設担当者と協議して定めた日に施設管理担当者に提出することにより行う。なお、駆除の結果、薬剤散布に適しない場所等が確認できた場合は、施設管理担当者に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理担当者が施設等の維持管理又は建物の維持保全計画若しくは長期修繕計画の作成若しくは見直しを行う場合に助言を求めた際、受注者の立場から適切な技術的助言を行う。 ・ 施設等に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から施設管理担当者の求めに応じて報告書の作成に協力する等、必要な協力を行う。
害 虫 駆 除 場 所	害虫駆除場所のとおり。
害 虫 駆 除 周 期	駆除時期及び実施日については、担当官と事前協議の上で決定するものとする。 害虫駆除 測定場所及び測定項目のとおり。
害 虫 駆 除	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬剤散布場所 害虫駆除場所は以下のとおりとし、庁舎内の具体的な場所については、当本部前協議の上で決定すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内玄関、廊下、執務室、着替所、洗面所、仮眠室、押し入れ、炊事場、ト外ゴミ集積場等 2 使用薬剤 <ul style="list-style-type: none"> ・ フェノリン等(ダニ、ゴキブリ、ムカデ等に対して効力のある駆除薬剤を噴霧) ・ ゴキブリ駆除用ベイト剤:ヒドラメチルノン等(主に炊事場、洗面所等の水回り) 3 薬剤の性状と安全性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 散布場所及び対象物により、乳剤若しくは油剤を使用すること。 ・ 使用薬剤は、すべて公的機関が認可したものとし、その希釈倍率及び散布量は、通常の使用では人体への安全性及び低臭性に配慮すること。 ・ 防除に使用する殺虫剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。 4 実施方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業については日時、作業責任者及び作業人数等について記載した「日程表」を皇宮警察本部担当者へ提出のうえ承認を受けること。 ・ 薬剤散布は、年2回(5～6月・10～11月)に行うものとする。 ・ 基本的には当本部職員の立会いの下、実施する。
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約の適用外事項 次の事項については、本契約の適用外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者の不注意及び不適当な使用、管理及び天災地変に起因する故障、損害 ・ 受注者の指定によらず第三者の取扱不良、修理、改修等に起因して生じた故障、損害 2 機器等の停止契約の適用外事項 駆除時において、短時間でも機器等の運転を停止する必要がある場合は事前に施設管理者に対して相談を行う。

害虫駆除実施場所

1 庁舎関係

住所	名称	階数	面積 (単位)
① 東京都千代田区千代田1	皇宮警察本部庁舎 本館	2F	1,315 平方メートル
	別館	3F	3,554 平方メートル
	本部車庫棟	2F	961 平方メートル
	弓道師範室	1F	16 平方メートル
	機動護衛車庫棟	2F	240 平方メートル
	護衛馬係厩舎	2F	670 平方メートル
	大手待機所	3F	2,752 平方メートル
	清和寮	3F	1,213 平方メートル
	厚生棟(食堂)	2F	315 平方メートル
	車庫兼倉庫(皇宮警察学校)	2F	1,235 平方メートル
	坂下護衛署	2F	961 平方メートル
	坂下護衛署分庁舎・第2待機所	2F	320 平方メートル
	坂下護衛署第1待機所	1F	112 平方メートル
	坂下護衛署第3待機所	2F	245 平方メートル
	坂下護衛署第4待機所	1F	111 平方メートル
	吹上護衛署・第1待機所	2F	1,198 平方メートル
	吹上護衛署分庁舎	2F	420 平方メートル
	吹上護衛署第2待機所	1F	220 平方メートル
	吹上護衛署第3待機所	1F	100 平方メートル
	吹上護衛署第4待機所	1F	145 平方メートル
吹上護衛署第5待機所	1F	105 平方メートル	
	計		16,208 平方メートル
② 東京都港区元赤坂2	赤坂護衛署	2F	2,015 平方メートル
	赤坂護衛署分庁舎・第2待機所	2F	812 平方メートル
	赤坂護衛署第1待機所	1F	144 平方メートル
	赤坂護衛署第3待機所	1F	165 平方メートル
	赤坂護衛署第4待機所	1F	51 平方メートル
	赤坂護衛署第5待機所	2F	61 平方メートル
	上皇護衛課	2F	293 平方メートル
	護衛第二課	1F	388 平方メートル
	計		3,929 平方メートル
③ 東京都渋谷区東4	常盤松庁舎	1F	72 平方メートル
④ 東京都港区高輪1	高輪庁舎	1F	62 平方メートル
⑤ 神奈川県三浦郡葉山町一色2038	葉山庁舎	2F	792 平方メートル
⑥ 栃木県那須郡那須町大字湯本207	那須庁舎	2F	623 平方メートル
⑦ 静岡県下田市須崎1206	須崎庁舎	2F	835 平方メートル
⑧ 栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢6020	御料牧場庁舎	2F	798 平方メートル
	庁舎面積合計		23,319 平方メートル

※上記庁舎について業務都合等により実施しない場合有り

2 屋外ゴミ集積所

住所	名称	面積 (単位)
① 東京都千代田区千代田1	本部庁舎ほか・皇宮警察学校	40 平方メートル
	大手待機所	5 平方メートル
	坂下護衛署関係	28 平方メートル
	吹上護衛署関係	21 平方メートル
	計	94 平方メートル
② 東京都港区元赤坂2	赤坂護衛署・護衛部関係	42 平方メートル
③ 東京都渋谷区東4	常盤松庁舎	4 平方メートル
④ 東京都港区高輪1	高輪庁舎	6 平方メートル
⑤ 神奈川県三浦郡葉山町一色2038	葉山庁舎	0 平方メートル
⑥ 栃木県那須郡那須町大字湯本207	那須庁舎	0 平方メートル
⑦ 静岡県下田市須崎1206	須崎庁舎	1 平方メートル
⑧ 栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢6020	御料牧場庁舎	2 平方メートル
	屋外ゴミ集積所合計	149 平方メートル

庁舎面積合計	23,319 平方メートル
屋外ゴミ集積所合計	149 平方メートル

実施面積合計	23,468 平方メートル
--------	---------------